

足立区議会議長 た だ 太 郎 様

足立区議会議員 30 番 ぬかが 和 子 印

文 書 質 問 書

会議規則第60条の2第2項の規定に基づき、次のとおり文書質問書を提出します。

記

テ ー マ 及 び 質 問 項 目

Ⅰ、公共施設等総合管理計画（素案）について

1, 第4回定例会の代表質問『40年後に人口が11%減少するとして公共施設面積は11%(13.5万㎡)減らす』『新しい公共施設は原則建設しません』とする一方、基本計画素案では、大型道路(都市計画道路)は『施設ではない』として8年間で11km延長するという。財政論から区民の求める施設建設は無視・縮小し、開発や大型道路を優先する姿勢ではないか。改めるべきだがどうか」の区長への質問に対し、「これまでも必要な施策の実施について、アンケート等を実施し、状況の把握に努めてきた。今後も、区民の皆様の考えを聞きながら優先順位を慎重に見極める」と答弁した。

「財政論から」の質問に答えていないではないか。また「大型道路は8年間で11km延長することについては、補助第255号線や補助第138号線(興野・西新井本町地区)のように区民要望からではなく区が意思決定して上から押し付けてすすめているものもあり、「区民の声から優先順位を定めている」とは言えないではないか。

「道路は施設ではない」というが、市街地再開発時は「道路は公共施設」と言ってきたことと矛盾しているではないか。若い世代の免許保持者も自動車保有率も減っている中、道路計画だけは進める姿勢を改めるべきではないか。

「新しい公共施設建設を認めない」姿勢を改め、新しい時代のニーズに応え、既存施設を再構築・発展するべきと思うがどうか。

2, 前提条件が異なっている。「中期財政計画」に基づいたため、試算した時点ですでに、基金残高など大幅にずれている(1,580億円と見込み、実際は1,858億円)ではないか。財源があるのに、意図的に小さく見せて、財政論からのみ施設の縮小をめざしている。そこには区民のウェルビーイング(幸福度)向上の視点は見えないではないか。

3, 「区の資産や民間活力を活用した財源の確保」として①区の「土地や建物」を活用した「財源」の創出②民間事業者の「資金やアイデア」を区民サービスの「充実」に活かすとしている。

区の「土地や建物」を活用した「財源」の創出というが、土地や建物そのものが、区民の財産。財産としてウェルビーイングの向上に活かすために、安易な売却を避けるべきではないか。

テーマ及び質問項目

また、民間事業者の「資金やアイデア」を区民サービスの「充実」に活かすというが、総務委員会で「民間企業・株式会社は、儲けを出すことが至上命題。これに背けば背任罪。かつて、PFI の導入を目指し試算したところプラスにはならないと判断して断念した。区政史上初のPPP は、東京芸術センター。「公有地を活用して鳴り物入りで導入したが、お荷物のような課題の多い施設。」と指摘し、「民間の資金などが区民サービスの充実につながった事例」を求めたところ、既存建築物では一つも成功事例を挙げられず、これからつくろうという「鹿浜西小学校―商業施設」しか例示できなかったではないか。安易に区の土地や建物の計画や運営を、民間に委ねるべきではないと思うがどうか。

4, 施設類型ごとの計画・方針について

今回、区内600施設を類型ごとに30分類し方針化したが、その中で「増やす」と明言しているのは「公衆喫煙所」だけだ。各類型ごとの計画・方針について質問する。

●地域学習センターの貸出部屋は「生涯学習活動としての利用が少ない」として、「他施設を含めた類似機能の集約化の可能性を検討」という。クールスポットや夏休みの子どもの居場所など、新たなニーズが生じていることを鑑みれば、各地域に生涯学習センターがあることの意義は大きいと思うがどうか。また「利用が少ない」というが、実際には「使いたい時に使える部屋が少ない！借りられない！施設が少ない！争奪戦！」の声があがっている。集約化による廃止ではなく、使い勝手の悪さ(音楽やギャラリーに使えない)を改善し、施設の再構築の際は汎用性をもたせ、生涯学習活動を活発化し、ウェルビーイングを向上させる目標をもつべきではないか。

●東綾瀬公園温水プールは、施設の老朽化が進んでいるため「今後の施設の在り方」を検討し、令和10年度までに方向性を定めるというが、数少ない区内の「市民プール」であり、より良いものにしていくべきではないか。

●校外施設について、鋸南自然の家は「長寿命化を図る」としている一方、日光林間学園は「施設の老朽化が進んでいるため、今後の施設の在り方を検討」するという。これは廃止を含めて検討するということか。子どもたちの体験の機会として、世界遺産を学び体験できる施設は、なくすべきではないと思うがどうか。

●学童保育室の待機児童が急増し全国ワーストクラスとなっている。昨年までは「待機児解消・大幅増設」の方針を持っていたが、「総合管理計画」では、増設の記述はなく「待機児対策としては、学童保育室を真に必要としている児童を把握したうえで、校内学童保育室と放課後子ども教室の一体化を推進し、放課後のこどもの居場所の確保策を検討」としている。これは待機児童解消計画の事実上の撤回になるのではないか。増設方針を明記するべきではないか。

II、多様性を尊重し生きづらさの解消を

誰もが尊重され生きづらさが解消される足立区をめざし、以下質問する。

1, 同性パートナーは、異性間で結婚した人が得られる社会保障などの権利が得られない中、是正しようという動きが広がっている。同性婚を認めていない民法や戸籍法の規定について「憲法違反」とする高裁判決が続き、今年3月の最高裁判決は、異性間の事実婚カップル同様に、犯罪被害者給付金支給法に基づく遺族給付の対象になりうると判断している。

11月の23区区長会で政府に対して「同性カップルが法律婚の夫婦と同じ権利が得られるように社会保障制度の改正を求める」提言をすることが杉並区長から呼びかけられ、10区前後の区長が名を連ねる方向で調整しているという。具体的には、住民票の続柄の記載として、当事者間の関係性をより適切に反映した新たな表記を検討することなどを求めている。足立区も名を連ね、制度の改善を国に求めるべきではないか。

また、中野区・世田谷区では、今年から同性カップルの住民票の続柄を、「夫・妻(未届)」と異性間の事実婚と同じ表記にできるようにした。さらに中野区は、災害弔慰金の独自支給も来年1月から開始する。足立区でも実施すべきではないか。

2, 選択的夫婦別姓について

選択的夫婦別姓は、婚姻関係にある夫婦が別姓を望む場合に、同姓・別姓のいずれかを強制するのではなく、改姓するかどうか(結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を称するかどうか)を自ら決定する選択の自由を認めるものだ。婚姻後に夫婦のいずれかの氏を選択しなければならない夫婦同氏制を採用している国は日本以外にない旨を政府閣僚が答弁しており、世界の中で異常な古い立ち遅れた制度であるがゆえに、日本経団連も選択的夫婦別姓の導入を求めている。国連女性差別撤廃委員会や自由権規約委員会からも複数回是正を勧告されており、民法750条は憲法に反し、人権侵害を招いていると言われている。

内閣府の調査でも若年者ほど選択的夫婦別姓に「賛成」の割合が高くなっている。

国民は、選択できる社会、個々の人格や多様性が認められる社会を望んでいる。最高裁も「氏名は、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴」と判断している。

同姓強制で多くの不利益が起きており、「旧姓と新姓の論文が同一人物の成果とみなされず、正当な評価が得られない」「姓が変わったため取得した資格が消滅、再取得が必要となった」「事実婚では一方の親権がない」などの声が区内でも寄せられている。改姓による喪失感、結婚や離婚などの個人情報上の事実上の公開、パスポート変更手続き等の労力と経費など一方の性に負担がのしかかっており、一刻も早い解決が必要だ。

反対派は「日本の伝統」と言うが、夫婦同姓の義務は明治民法(1898年公布)で、家長による男性優先の家族内序列がつくられ、女性は法的無能力者とされた男尊女卑の社会で定められたものだ。このような時代錯誤は通用しない。

30番 ぬかが 和子

テーマ及び質問項目

区長は選択的夫婦別姓についてどう考えるか。早期実現を国に働きかけるべきではないか。

3, 令和4年に都市公園の新たな「移動等円滑化整備ガイドライン」が公表され、さらに令和6年には「ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり」を目指し、ガイドラインの解説が出版された。足立区でも公園整備のガイドラインを設け、車いすやベビーカーが入れない公園の解消、バリアフリートイレの設置、インクルーシブ遊具の設置、夏場も誰もが楽しめる地球沸騰化に対応するなどの公園整備ガイドラインを定めるべきではないか。